

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置を踏まえた対応について
(期間延長・区域変更)

令和3年8月19日
日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

8月17日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置区域に茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県が追加され緊急事態措置を実施すべき期間が8月20日から9月12日までとされるとともに、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府及び沖縄県の緊急事態措置を実施すべき期間が9月12日まで延長されることとなりました。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域については、8月19日をもって茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県が除外され、新たに宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が8月20日から9月12日までとされるとともに、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県のまん延防止等重点措置を実施すべき期間が9月12日まで延長されることとなりました。

これを受け、当事業団におきましては、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組みることとしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用

テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用

出張はTV会議等を活用する等原則控える

以上